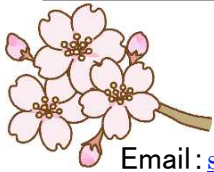


つちはし事務所通信

4

April
2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年4月1日

決定済み・
施行前の改正

障害者雇用率の引き上げが決定(令和6年4月～)

障害者雇用促進法に関する政省令が改正され、障害者雇用率の引き上げなどや支援策の強化が実施されることが決まりました。ポイントを確認しておきましょう。

障害者雇用促進法に関する政省令の改正のポイント

その1 障害者雇用率(障害者の法定雇用率)が段階的に引き上げられます。〔令和6年4月から段階的に施行〕

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

令和5年度の法定雇用率(2.3%)に変更はありません

※率の引き上げは令和6年4月から



その2 除外率が引き下げられます。〔令和7年4月施行〕

その3 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

- ・精神障害者の算定特例の延長〔令和5年4月施行〕
- ・一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定

〔令和6年4月施行〕

その4 障害者雇用のための事業主支援の強化(助成金の新設*・拡充)を行います。

*雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金の新設を予定
〔令和6年4月施行〕

★非常に重要な改正です。詳しく内容を知りたいときは、気軽にお声掛けください。

特に、新たに「障害者を雇用しなければならない対象事業主」となる可能性がある場合(常時使用する労働者数が40人前後である場合)には、無視することができない改正です。

要チェック

新規学卒者の産業別給与データより、学歴計は20万円程度に

人材の獲得や流出防止などのため、企業で賃上げの動きが活発になっています。新入社員を迎える時期に合わせ、新規学卒者(以下、新卒者)の給与に関するデータをみていきます。

今年2月時点での最新調査結果(厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」)から、10~99人規模の事業所における新卒者の所定内給与額をまとめると次ページ表のとおりです。

次ページへ続く

	学歴計		高校		大学	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
産業計	202.8	197.7	181.5	171.3	219.6	212.1
建設業	202.5	188.9	189.8	172.0	221.6	210.1
製造業	188.1	179.2	176.0	169.5	210.0	202.5
電気・ガス・熱供給・水道業	187.8	202.7	174.5	188.1	205.1	208.5
情報通信業	221.7	210.6	172.9	179.2	227.4	217.3
運輸業、郵便業	188.7	187.9	166.2	174.9	222.5	211.3
卸売業、小売業	210.3	195.4	172.5	169.8	222.7	209.9
金融業、保険業	211.4	197.6	-	164.8	210.4	211.7
不動産業、物品賃貸業	217.8	204.6	187.8	170.9	221.6	225.4
学術研究、専門・技術サービス業	203.9	205.7	178.7	165.3	221.5	226.3
宿泊業、飲食サービス業	179.4	190.0	177.0	167.5	187.1	220.6
生活関連サービス業、娯楽業	189.5	190.3	163.5	165.1	207.3	203.5
教育、学習支援業	212.7	205.6	233.9	178.1	214.5	213.7
サービス業（他に分類されないもの）	212.2	188.9	202.6	178.2	221.6	201.9

★**学歴計は 20 万円程度に**

学歴計の産業計は男性が 202.8 千円（前年比 2.6%増）、女性が 197.7 千円（同 1.1%増）でした。産業別にみると、男性・女性ともに情報通信業が最も高くなりました。

★**高校は 20 万円未満が多い**

高校卒の産業計は男性が 181.5 千円（前年比 0.7%増）、女性が 171.3 千円（同 0.5%減）となりました。産業別にみると、男性は教育、学習支援業が、女性は電気・ガス・熱供給・水道業が最高です。

★**大学卒は 20 万円を超える**

大学卒の産業計は男性が 219.6 千円（前年比 4.2%増）、女性が 212.1 千円（同 1.2%減）でした。産業別にみると男性は情報通信業が、女性は学術研究、専門・技術サービス業が最も高くなりました。

★なお、女性はすべての産業で 20 万円を超えています。今年の新卒者の給与はどうなるでしょうか。



あしがき◆つちはし事務所より

🌸長かった新型コロナウイルスとの戦いも、ようやく終わりが見えようとしています。それとともに色々な会社から聞こえてきたのは「人手不足」という悲鳴にも似た声。求人しても応募がない、以前はすぐに採用できた職種も採れない等々、少子高齢化の大波が急に目の前にやって来たかのようです。今月号では新規学卒者の賃金の情報をご紹介しましたが、賃金や休日、研修システム等々どのように記載されているか、一度自社の求人票の内容をチェックしてみたいかがでしょう。

🌸先月号でお伝えした通り、4月から雇用保険料率が現行の 13.5/1000 から 15.5/1000 に変更となり、労働者負担の率も5/1000 から6/1000 に変更となります。また、3月から健康保険料率が104.3/1000から102.5/1000に、介護保険料率が現行の16.4/1000から18.2/1000に変更となっています。給与計算の際はご注意ください。

🌸さらに以前よりご案内の通り、4月からは月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%に引き上げられます。これは規模や業種関係なくすべての事業所で適用になります。60 時間を超える時間外労働が発生している事業所は、給与計算の際にご注意をお願いします。また、賃金規程の改定も必要となりますので、まだ対応できていない事業所様はつちはし事務所までご連絡ください。

